

# 看護実践研究学会誌 投稿規定

## 1. 投稿者の資格

投稿者は、著者および共著者すべて本学会会員とする。

## 2. 原稿の内容

「看護実践の改善・改革に寄与する看護実践研究の知の体系化と会員相互の交流による看護実践研究の推進・発展を図る」という本学会の目的に合ったものとする。また、他誌に発表されていないものとする。

## 3. 原稿の種類

原稿の種類は、総説、原著、研究報告、資料、その他である。

- 1) 総説：特定のテーマに関して、多面的に知見を収集・分析し、概説・考察したもの。
- 2) 原著：看護実践上の課題に対して、オリジナルなデータもしくは分析に基づいて、新しい知見が論理的に示されているもの。
- 3) 研究報告：論理的に成果が導かれており、その成果を公表する価値があるもの。
- 4) 資料：今後の看護実践の改善・改革や看護実践研究につながるものであり、かつ、研究的な手順に基づいて取り組み、結果が明確に示されたもの。
- 5) その他：1)～4)に該当しないが、公表する価値があるもの。

## 4. 倫理的配慮

研究においては、「看護実践研究学会投稿倫理ガイドライン」が遵守されていること。具体的な倫理的配慮の内容、手続き、研究倫理審査結果（承認番号）について、本文中に明記する。

## 5. 原稿執筆の要領

- 1) 原稿は、本文、図表、文献を含め、18,000字以内とする。なお、図表は、1/4ページで450字、1/2ページで900字、1ページで1,800字に換算する。
- 2) 原著・研究報告には、500字程度の和文抄録と、250語程度の英文抄録をつける。総説・資料・その他は500字程度の和文抄録をつける。また、和文抄録、英文抄録のそれぞれに、

5語前後のキーワードをつける。英文抄録についてはネイティブ・チェックを受ける。

- 3) 原稿は、本学会ホームページより、指定の原稿フォーマットをダウンロードして作成する。

## 6. 投稿手続き

指定の投稿論文表紙を本学会ホームページからダウンロードし、必要事項を記載し、原稿、投稿論文チェックリストと共に、学会事務局編集委員会にE-mailもしくは郵送で提出する。投稿は随時受付ける。投稿原稿が到着した日を受付日とし、電子メールで投稿者に通知する。

採用決定後に提出する最終原稿は、Word、Excel等のファイルで提出する。

## 7. 原稿の採否

原稿の採否は、査読結果に基づき、看護実践研究学会編集委員会が決定する。採否については、投稿者に電子メールで通知する。査読結果により、原稿の種別の変更を求めることがある。

なお、投稿原稿は、採否にかかわらず、返却しない。

## 8. 著者校正

著者校正は原則として1回とする。校正時に新たな加筆は原則として認めない。

## 9. 著作権

著作権は本学会に帰属する。最終原稿提出時に、編集委員会より提示される著作権譲渡承諾書に、著者全員が自筆署名し、原稿とともに送付する。

## 10. 掲載料および別刷料

掲載料は無料とする。別刷は著者負担とする。

附則

この規定は、2021年4月1日から施行する。

<学会事務局>

〒501-6295 岐阜県羽島市江吉良町3047-1

岐阜県立看護大学 看護研究センター

看護実践研究学会事務局 編集委員会

E-mail : j-anpr@gifu-cn.ac.jp

# 看護実践研究学会誌 投稿の手引き

1. 原稿のレイアウトは、A4、横書き、1頁40字×40行、MS明朝10.5ポイント、上下左右余白30mmとする。指定の原稿フォーマットをダウンロードして作成する。
2. 句読点は「、」「。」を用いる。
3. 数字、英文・英文字、記号は原則として半角入力とする。
4. 単位は、半角でm, cm, ml, kg等と表示する。一般的でない略語は、論文の初出のところで正式用語とともに提示してから用いる。
5. 日本語表記の本文中に出てくる括弧は、すべて全角で入力し、括弧で閉じる（）前の句点は記載しない。
6. 見出し番号は、I. → 1. → 1) とし、これ以下は(1)もしくは①とする。なお、見出し番号につけるピリオドや括弧は全角で記載する。
7. 本文中の著者を特定することのできる事項は伏せて記載する。
8. 文献の記載はアメリカ心理学会のスタイル（APAスタイル）を用いる。

## 【本文への引用】

- 1) 文献は、本文中に著者名、発行年次を括弧表示するが、著者が複数の場合は筆頭者だけを挙げ、例示1、2のように表示する。  
例1) 佐藤ら(2019)は、…を〇〇と△△に分類している。  
例2) …は〇〇と△△に分類される(佐藤ら, 2019)。
- 2) 複数の異なる著者の文献を同一箇所では引用する場合は、セミコロン「;」で区切って、筆頭著者のアルファベット順に並べる。  
例) 〇〇と△△に焦点を当てた研究(小林, 2019; 高橋, 2018)では、…。
- 3) 英文表記の氏名の場合は、「ファミリーネーム(姓), ファーストネーム(名)のイニシャル(あればミドルネームのイニシャル).」となる。

例1) Suzuki, T. ← Suzuki Taroh (鈴木太郎)の場合

例2) Stuart, G. ← Gail Stuart (ゲイル・スチュアート)の場合

- 4) 単行本からの本文引用が複数箇所にあたる場合は、文献リストには頁を記載せず、本文中の引用箇所に、下記例示のように該当ページを記載する。

例) 佐藤(2019, pp.1-2) もしくは (佐藤, 2019, pp.1-2)

## 【文献リスト】

- 5) 文献リストは、著者姓のアルファベット順に並べ、同一の(共)著者による複数の文献は、単著を共著の前におき、出版年の昇順に並べる。著者名は3名までを表記し、4人目以降は省略して「ほか」「et al」と記載する。

### (1) 雑誌掲載論文

著者名. (発行年次). 論文題名. 雑誌名, 巻(号), 頁-頁.

例)

黒江ゆり子, 北山三津子. (2014). 看護実践研究の可能性と意義 その1. 岐阜県立看護大学紀要, 14 (1), 157-163.

Suzuki, A., Tanaka, E., Yamada, K., et al. (2009). A new mental health care model. Mental Health, 14, 46-55.

### (2) 単行本

同一書籍からの本文引用が1箇所の場合は、下記①②の書式を使用する。単数ページの場合は「p. ○」、複数ページの場合は「pp. ○ - ○」で表記する。

- ① 著者名. (発行年次). 書名(版数) (p. 頁あるいは pp. 頁 - 頁). 発行元.

例) 引用箇所が単数ページの場合

鈴木太郎, 佐藤花子. (2019). 看護実践研究入門(第2版)(p.10). 看護実践研究出版.

例) 引用箇所が複数ページの場合  
鈴木太郎, 佐藤花子. (2019). 看護実践  
研究入門 (第2版) (p.10-15). 看護  
実践研究出版.

②著者名. (発行年次). 表題名. 編者名 (編),  
書名 (版数) ( p. 頁あるいは pp. 頁 - 頁). 発  
行元.

例) 引用箇所が単数ページの場合  
鈴木太郎. (2019). 看護実践研究のすす  
め. 小林次郎, 佐藤花子 (編), 看護  
実践研究入門 (第2版) (p.100). 看  
護実践研究出版.

例) 引用箇所が複数ページの場合  
鈴木太郎. (2019). 看護実践研究のすす  
め. 小林次郎, 佐藤花子 (編), 看護  
実践研究入門 (第2版) (pp.100-110).  
看護実践研究出版.

### (3) 翻訳書

原著者名. (原書の発行年次) / (翻訳書の発  
行年次). 翻訳者名 (訳), 翻訳書名 (版数) (pp.  
頁 - 頁). 発行元.

例)  
アメリカ心理学会. (2010/2011). 前田樹海,  
江藤裕之, 田中建彦 (訳), APA 論文作成  
マニュアル (第2版) (pp.192-193). 医学  
書院.

### (4) 電子文献

著者名またはサイト設置者名. (発行年次).  
タイトル. 入手日 (アクセス日). アドレス  
例)

厚生労働省. (2020). 看護基礎教育検討会報  
告書. 2021-2-26.

<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000557411.pdf>

6) 同一著者、同一出版年の複数の文献はタイト  
ルのアルファベット順に並べ、出版年の直後  
にアルファベット小文字で a から順番に添え  
字を付す。

例) 鈴木太郎. (2018). . . .  
鈴木太郎. (2019a). 看護実践の . . .

鈴木太郎. (2019b). 看護実践上の課題  
における . . .

鈴木太郎, 佐藤花子. (2019). . . .

鈴木太郎, 小林次郎, 佐藤花子ほか.  
(2019). . . .

7) 文献リストの表示にあたっては、カンマ「,」  
やピリオド「.」は半角で、後ろに半角スペ  
ース (空白) を 1 文字分とり、括弧 ( ) は半  
角で表記する。

9. 図表には通し番号と表題をつけ、一つずつ別  
の用紙に記載または貼付し、本文とは別に一  
括する。本文中に、それぞれ挿入希望位置を  
朱書する。なお、図表は鮮明でなければなら  
ず、その大きさは A4 縦の規程のレイアウト  
幅内におさめなければならない。印刷・製版  
に不適当な図表は、書換え・割愛を求める。

10. 他の著作物から、図表、写真、あるいは文章  
を転載する場合、必ず著者及び発行者の許可  
を求めなければならない。自著の場合も自著  
の発行者の許可が必要である。手続きは著者  
自身が責任を負うものとする。

11. 補足説明のための註をつける場合は、本文中  
に括弧書きで註の通し番号を記し、後註とし  
て本文 (考察、結論等) の末尾、謝辞・文献  
の前に説明を記す。

12. 利益相反について、利益相反状態がない場合  
は、「本研究における利益相反は存在しない」  
と論文末尾に記載する。利益相反状態がある  
場合は、編集委員会に申し出る。

(2021年3月20日作成)

# 看護実践研究学会誌 投稿倫理ガイドライン

## 1. 目的および趣旨

看護実践研究学会（以下「本学会」という）は、本学会が発行する看護実践研究学会誌（以下「本学会誌」という）への不正な論文投稿を未然に防ぎ、本誌の学術性と健全性、社会からの信頼性を確保することを目的として、論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドラインを以下のとおり定める。

なお、本ガイドラインの運用にあたって個別の判断は編集委員会に委ねるが、投稿者との意見の相違などが生じた場合は、理事会において対応する。

## 2. 研究・調査対象者への倫理的配慮

研究成果を公表する際には、研究・調査対象者が多大かつ回復不可能な損害を被ることがないように十分検討・確認することが必要である。

人および動物を対象とする研究においては、倫理審査を受け承認を得る必要がある。本文中には、研究・調査対象者への倫理的配慮の内容や手続きについて具体的に示し、倫理審査を受審し承認を受けていること、承認番号、承認を受けた年月を明記する。

事例を含んだ論文を執筆する場合、あるいは事例を含んだ公表をする場合は、特に注意を要する。これらの場合は、前もって研究・調査対象者から文書で同意を得ることを原則とする。やむを得ない事情により、研究・調査対象者から同意を得ることが不可能な場合は、これに代わる者からの承認を得る必要がある。論文中には、事例使用について、誰からどのように同意・承認を受けているかを明記する。

論文全体を通して、研究・調査対象者個人や施設が特定されないように十分配慮して記述する。ただし、実名公表の同意を得ている場合はその旨を明記する。

倫理審査を受けて承認を得た研究計画が変更になった場合は、あらためて倫理審査を受ける必要がある。

## 3. 投稿に関する不正行為・不適切な行為およびその対応

本学会では、本学会誌投稿に関する不正行為、あるいは不適切な行為を明確にし、不正行為・不適切な行為の疑いが生じた場合の対応を以下のよう定める。

### 1) 不正行為

(1)盗用:盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用することである。

(2)剽窃:剽窃とは、学術的な研究発表において適切な引用を行わず、他者の考えを自分のものとして公表することである。

(3)改ざん:改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することである。

### 2) 投稿に関する不適切な行為

#### (1)二重投稿

二重投稿とは、印刷物、電子出版物を問わず、既に発表された、ないしは他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同一の原稿を、オリジナル論文として投稿する行為のことである。

以下のいずれかに該当する場合は二重投稿とみなす。

・本学会誌に投稿した論文を、筆頭著者または共著者として他の学会誌に投稿すること。

・既発表の論文との差異が明確に記述されていない新たな論文を、筆頭著者または共著者として本学会誌に投稿すること。

・ある言語で発表した論文を他の言語に翻訳し、筆頭著者または共著者として本学会誌に投稿すること。

ただし、以下の場合には二重投稿とみなさないがその旨を付記する必要がある。

・大学の学士論文・修士論文・博士論文（既に機関リポジトリに全文を公開している論文は除く）

- ・科学研究費補助金報告書、事業報告書、学会等の学術講演、学会・研究会の抄録集に発表した研究

(2)不適切な著者資格(オーサーシップ)による投稿著者となることができる要件を満たさないものを著者として記載すること、著者として要件を満たすものを故意に著者として記載しないこと、又は当人の承諾なしに著者に加えることをいう。

3)不正行為・不適切な行為の疑いが生じた場合の対応

本学会誌投稿にあたって不正行為・不適切な行為の疑いが生じた時点で、編集委員長が第1著者に真偽を確認し、不正行為あるいは不適切な行為に相当すると判断された場合は、当該論文の受付・掲載決定を撤回する。

- 1)利益相反状態がない場合は、「本研究における利益相反は存在しない」と論文末尾に記載する。
- 2)利益相反状態がある場合は、本学会誌編集委員会に申し出る。なお、申し出る利益相反は以下の例を参考にする。

利益相反の例

- ・団体の役員、顧問職などの報酬
- ・株式の利益
- ・特許使用料
- ・講演料や原稿料
- ・研究費
- ・奨学寄附金

(2021年3月5日 理事会承認)

#### 4. 権利関係についての注意

研究計画の立案、研究の実施、論文の執筆など研究に学術的な寄与をした個人には、共著者となる権利がある。同時に、共著者になった者はその論文に対して責任を持つことになる。そのため、基本的には、論文執筆時から共著者間で論文内容について検討し、合意していることが前提であり、特に筆頭著者は、共著者に投稿前に投稿原稿を提示し、承諾を得ておく。なお、研究への寄与がそれほど大きくない場合は、謝辞・脚注などで謝意を表することができる。

当該研究の遂行に関して、組織や団体から研究助成を受けた場合は、論文の最後に助成機関名とその旨を記載する。

#### 5. 利益相反について

外部との経済的な利益関係等によって、研究における公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念されかねない状態が利益相反状態であり、著者は利益相反状態を公表する責任がある。利益相反には、経済的利益(株式所有、助成金、講演料、謝礼金など)や個人的利益、政治的・宗教上の利益などが含まれる。本学会誌投稿に際し、以下のことに留意する。